新潟県条例第26号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正）

第１条　新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下この条において「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下この条において「削除別表号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
別表第１（第２条関係） (1)～(69)　（略） (69)の２　卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第２条第２項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ア・イ　（略）	**別表第１**（第２条関係） (1)～(69)　（略） (69)の２　中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第２条第３項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） ア　卸売場 イ　仲卸売場 (69)の３　地方卸売市場（卸売市場法第２条第４項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第２条第２号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ア・イ　（略）

（新潟県手数料条例の一部改正）

第２条　新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後

別表（第３条関係）
(1)～(4)の２　（略）
(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名　称	区分	金　額
（略）				
6	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第１項の規定に基づく地方卸売市場の	地方卸売市場認定申請手数料		１件につき24,000円

改正前

別表（第３条関係）
(1)～(4)の２　（略）
(5) 農林水産部関係

	対象となる事務	名　称	区分	金　額
（略）				
6及び7	削除			

	認定の申請に対する審査			
7	卸売市場法第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場の認定に関する認定証の再交付	地方卸売市場認定証再交付手数料		1件につき6,000円
7の2	卸売市場法第14条において準用する同法第6条第1項の規定に基づく地方卸売市場の変更の認定に関する認定証の書換え交付	地方卸売市場認定証書換え交付手数料		1件につき6,000円
（略）				

(6)～(9)　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（地方卸売市場認定申請手数料の特例）

2　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法第2条第4項に規定する地方卸売市場に係る別表第5号の表6の項の規定の適用については、令和元年12月21日から令和2年6月20日までの間、同項中「24,000円」とあるのは、「6,000円」とする。

（略）				

(6)～(9)　（略）

附　則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（新潟県卸売市場審議会条例及び新潟県卸売市場条例の廃止）

第3条　次に掲げる条例は、廃止する。

(1)　新潟県卸売市場審議会条例（昭和46年新潟県条例第36号）

(2)　新潟県卸売市場条例（昭和46年新潟県条例第54号）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和2年6月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年12月21日から施行する。

（新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

2　新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>別表（第７条関係）
<table><tr><td>新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)</td><td>第７条第１項及び第４項</td><td>第４条</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td><td>別表（第７条関係）
<table><tr><td>新潟県食品衛生条例(昭和42年新潟県条例第46号)</td><td>第７条第１項及び第４項</td><td>第４条</td></tr><tr><td>新潟県卸売市場条例(昭和46年新潟県条例第54号)</td><td>第８条第１項、第25条第１項及び第32条第１項から第３項まで</td><td>第４条</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>